**令和6年度 長崎県強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修〕**

開　 催 　要 　項

|  |  |
| --- | --- |
| １．目的 | 行動障害を有する方のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害の状態」の方は、自傷、他傷行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では、事業所での受け入れが消極的であることも多く、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されています。  一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害の状態が低減し、安定した日常生活を送れることが知られています。  このため、強度行動障害の状態の方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施します。 |
| ２．主催 | 一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 （長崎県指定） |
| ３．開催日 | 【1回目】　令和6年９月12日（木）～９月13日（金）  【2回目】　令和6年９月26日（木）～９月27日（金）  ※研修は全ての回とも同じ内容です。いずれかの日程で決定されます。 |
| ４．研修会場 | 長崎県総合福祉センター5階「大会議室」  　　　　　　（住　所）　長崎市茂里町3番24号  （ＴＥＬ）　095－846－8603（受付直通）  ※今年度実施する全てのプログラムについては、集合型研修で実施  いたします。 |
| ５．受講定員及び対象者 | 定員：240名 【演習1回目】１２０名  【演習2回目】１２０名  ※各回のグループ数と人数は変更になる可能性があります。  原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。  なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援に当たる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。 |
| ６．受講料 | 受　講　料：１５，０００円  （受講料のお支払い後の返金は致しませんのでご了承ください。）  お振込の詳細については、受理通知に記載いたします。 |
| ７．研修内容 | 別紙カリキュラムどおり |
| ８．受講手続 | 長崎県知的障がい者福祉協会のホームページ「研修情報・お知らせ」欄の「令和6年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講者募集のお知らせ」に掲載の申込フォームにご入力の上、お申込みください。 |
| ９．申込・問い合わせ先 | 一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会  所在地：長崎県長崎市茂里町3番24号  TEL：095-842-7007  FAX：095-842-7008 |
| １０．申込期限 | 令和6年7月30日（火）18：00〆切  ※申込期限を過ぎたものは一切受け付けません。また、申し込み後の受講者の変更もお受けできませんのでご注意下さい。 |
| １１．受講決定までの流れ | 1. 受講申込書の記載内容を確認後、申し込み受理通知を   ８月13日（火）頃に郵送いたします。   1. 受講要件の書類ご提出・受講料入金の確認後、受講決定の通知を   9月5日（木）に、申込み時にご入力いただいたメールアドレスへ配信いたします。 |
| １２．修了証書の交付 | 本研修を受講後、長崎県知的障がい者福祉協会のホームページに、アンケートフォームが掲載されますのでそちらにご入力下さい。アンケートの入力確認がとれた方は受講終了とし、修了証書を交付します。 |
| １３．個人情報の取り扱い | 受講申込書に記載された個人情報は、当研修の円滑な実施及び修了証書交付、受講管理の目的のみに利用させて頂きます。 |
| １４．その他 | ・本研修を受講された方のみ、実践研修を受講できます。  （本年度以前に基礎研修を受講されている方も、実践研修は受講できます。）  ・本研修を修了した方は、重度訪問介護従事者養成研修（行動障支  援課程）を修了したものとみなされます。  ・本研修及び実践研修を修了した方は、行動援護従業者養成研修を  修了したものとみなされます。  ・受講決定後、やむを得ず研修参加を取り消す場合は、速やかにご連絡ください。  ・本研修には事前課題があります。（詳細は後日発送される受理通知に記載いたします。） |